

令和 6 年度加古川市定期巡回サービス訪問看護充実支援補助事業補助金
交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和 6 1 年規則第 3 0 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、令和 6 年度加古川市定期巡回サービス訪問看護充実支援補助事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第 2 条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 3 条 補助申請者は、規則第 5 条に規定する補助金等の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の返還)

第 4 条 補助事業者は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第 1 号）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 16 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第2条関係）

補助金の種類	性 質	事業費補助																																	
	目 的	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の訪問看護サービスを提供する事業者に対し、定期巡回の訪問看護と単独の訪問看護の介護報酬の差額の一定額を補助することにより、訪問看護ステーションの参入を促進するとともに、訪問看護の訪問回数が多い対象者の利用拡大を図る。																																	
補助金の範囲	対象となる者	加古川市内で定期巡回・随時対応型訪問介護看護の訪問看護サービスを提供する訪問看護事業所又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業所																																	
	対象となる経費	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の訪問看護と単独の訪問看護の介護報酬の単価差の是正を図るための経費																																	
補助金の補助率又は額	補 助 率	1 / 4																																	
	補 助 金 の 額	対象事業所が要介護3以上の利用者に対して一定回数の訪問看護サービスを行った場合、以下の補助単価に利用者数及び利用月数を乗じた一定額に補助率1 / 4を乗じて得た額を交付額とする。（ただし、予算の範囲内とする。） [補助単価] <table><tr><td>区分</td><td colspan="2">要介護3</td></tr><tr><td rowspan="3">補助単価</td><td>訪問回数 4回</td><td>3,000円/月・人</td></tr><tr><td>訪問回数 5回</td><td>11,000円/月・人</td></tr><tr><td>訪問回数 6回以上</td><td>19,000円/月・人</td></tr><tr><td>区分</td><td colspan="2">要介護4</td></tr><tr><td rowspan="4">補助単価</td><td>訪問回数 4回</td><td>3,000円/月・人</td></tr><tr><td>訪問回数 5回</td><td>11,000円/月・人</td></tr><tr><td>訪問回数 6回</td><td>19,000円/月・人</td></tr><tr><td>訪問回数 7回以上</td><td>27,000円/月・人</td></tr><tr><td>区分</td><td colspan="2">要介護5</td></tr><tr><td rowspan="4">補助単価</td><td>訪問回数 5回</td><td>3,000円/月・人</td></tr><tr><td>訪問回数 6回</td><td>11,000円/月・人</td></tr><tr><td>訪問回数 7回</td><td>19,000円/月・人</td></tr><tr><td>訪問回数 8回以上</td><td>28,000円/月・人</td></tr></table>	区分	要介護3		補助単価	訪問回数 4回	3,000円/月・人	訪問回数 5回	11,000円/月・人	訪問回数 6回以上	19,000円/月・人	区分	要介護4		補助単価	訪問回数 4回	3,000円/月・人	訪問回数 5回	11,000円/月・人	訪問回数 6回	19,000円/月・人	訪問回数 7回以上	27,000円/月・人	区分	要介護5		補助単価	訪問回数 5回	3,000円/月・人	訪問回数 6回	11,000円/月・人	訪問回数 7回	19,000円/月・人	訪問回数 8回以上
区分	要介護3																																		
補助単価	訪問回数 4回	3,000円/月・人																																	
	訪問回数 5回	11,000円/月・人																																	
	訪問回数 6回以上	19,000円/月・人																																	
区分	要介護4																																		
補助単価	訪問回数 4回	3,000円/月・人																																	
	訪問回数 5回	11,000円/月・人																																	
	訪問回数 6回	19,000円/月・人																																	
	訪問回数 7回以上	27,000円/月・人																																	
区分	要介護5																																		
補助単価	訪問回数 5回	3,000円/月・人																																	
	訪問回数 6回	11,000円/月・人																																	
	訪問回数 7回	19,000円/月・人																																	
	訪問回数 8回以上	28,000円/月・人																																	

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

加古川市長 様

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

印

(代表者氏名)

年 月 日付けで決定を受けた補助事業については、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度	補助金の名称	
交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	第 号
補 助 金 交 付 決 定 額	円		
補 助 金 の 交 付 申 請 時 に 減額した消費税等仕入控除税額 ※ 1	円		
消費税及び地方消費税の申告により 確定した消費税等仕入控除税額 ※ 2	円		
補 助 金 返 還 相 当 額 (※ 2 の額から※ 1 の額を差し引いた 額)	円		
添 付 資 料	1 補助金交付決定書の写し 2 補助金確定通知書の写し 3 その他（補助金返還相当額が分かる資 料）		